

第4回 全員協議会会議録

令和2年10月19日(月)
委員会議室

○会議日程

- 1 開会宣告(10時31分)
- 2 協議事項
 - ①議員の報酬の減額の措置について
 - ②2020人事院勧告に係る議員期末手当の減額について
- 3 その他
- 4 閉会宣告(11時08分)

○出席議員(8名)

議長	8番	高橋秀之
副議長	7番	西澤裕之
議員	1番	高橋秀明
議員	2番	佐藤忠志
議員	3番	斎賀弘孝
議員	4番	植村敦
議員	5番	無量谷隆
議員	6番	吉原哲男

○議会事務局出席者

事務局長	藤田秀紀
主事	満保希来

高橋議長

それでは、第4回全員協議会を開催いたします。

協議事項といたしましては、議員の報酬の減額の措置についてと、2020年人事院勧告に係る議員期末手当の減額についてを議題といたします。

(1)の議員の報酬の減額の措置につきましては、佐藤議員、高橋議員が新しく入ってこられたんで、初めての会議だと思いますけど、これを話し合うきっかけになったのは、皆さんも御存じのとおり、富樫議員のことがありまして、いろいろと町民から誹謗中傷があったってことで、議員としても何かの措置を取ったほうがいいんじゃないかってことを提案させてもらって、前に1回、話をさせていただいて、そして皆さんに考えてみてくださいっていうことをお伝えして、今回、この措置に対する話は2回目になりますんで、どうぞよろしく願いいたします。

それでは局長から説明させていただきますので、よろしくお願いします。

藤田事務局長

前回は説明したんですけれども、新しい議員さんもおられますので、簡単に内容を説明させていただきます。

資料を1枚めくっていただいて、長期間議員活動が出来ない場合の議員報酬等の一部を減額する一部改正の概要というようなことで、この資料は、稚内市で、こういう条例をつくっておきまして、それを参考にした資料でございます。

実は今回、議会事務局長の課題研修があるんですけれども、その中の議題にも上がってました。私は、明日、明後日と、札幌市に研修を受けに行くんですけれども、その場でも議論されるっていうことは、全道的に関心ある事項なのかなというようなことでございますので、その辺も踏まえた上で、ちょっと皆さんに議論していただきたいというようなことでございます。

まず、議会活動が出来ない期間の定義っていうのが、条例に定められておきまして、これが、議会の会議の欠席を始めた日から起算して、その日以降において、最初の会議に出席した日の前日までを休業期間とするとなっております。どういうことかという、議会議員の活動といいますと、日頃の活動もあるんですけれども、議会の活動の基準をどうするかっていうことを、条例で定義されておきまして、例えば、議会であったり、常任委員会であったり、全員協議会であったり、こういう会議に何かの理由で欠席をする、例えば、病気で入院したから欠席しますというような時の初日を会議で初めて欠席した日にするということです。例えば、今日のケースに例えると、2週間ぐらい前から入院してるんだけど、議会活動としての休業の初日は、今日、臨時議会あった日となります。欠席する議員さんから、本日の臨時議会の欠席届が出るとします。それが、議員さんの議会活動の欠席する初日にする。つまり、議員報酬の減額となる対象の初日にするということです。

その後、議員さんがいつまで欠席したかって扱いは、例えば、入院されていて、退院された後に初めての出席した会議の日の前日までを議会活動としてはお休みしたということにするということです。例えば、定例会は年に4回ですから、その間の3か月に常任委員会などが無いってことは余りないですけども、例えば、12月の定例議会を休んで、1か月で退院はしてるんだけど、3月の定例議会まで、議会の会議が全くなかったという場合、その

3か月、議会活動をしなかったっていう形になるというような定義でございます。

それで、議会活動を欠席ということから除かれるケースとしては、例えば、今回みたいなコロナ感染症だとかの場合には、公的には休んでくださいというようなこととなりますので、その期間から除くってというような考え方です。あとは、出産とかになります。本町の議会は、たまたま女性議員がいらっしゃるいませんので、その辺の説明は割愛させていただきます。

あとは、欠席した期間に応じた議員報酬の支給率が決まってくるということです。休業期間が90日を超えた場合に、当該期間を超えた翌月に支給される議員報酬額が通常支給される額の100分の80になるということでございます。同様に休業期間が、180日、半年間休むと、100分の70になり、1年を超えると、半額になるということでございます。逆に言うと、1年間は全く議会のほうに出てこれない長期の病気ですとか怪我とかあっても、支給される毎月の議員報酬は、半分は支給されるという考え方でございます。

期末手当についても、同様に減額になります。6月と12月に期末手当支給されますけれども、その休業期間、議会活動が出来ない期間に応じて、180日を超えると、期末手当が半分となり、1年を超えると100分の30になるというような話でございます。

前回の会議では、今後ゆっくり考えていきたいと思いますというようなことで説明だけで終わっておりますので、今後、じっくりと協議して行ってほしいと思います。

ただ、この報酬の減額には、違う見方があることをご認識いただきたいんですが、富樫議員のような長期の休業の例があって、ずっと休んでるのに、税金泥棒だとかっていう誹謗中傷されましたよね。そういうことで、こういう制度を作ろうという考え方もある一方、町民から負託を受けた議員としての議会活動が出来ないんだとすれば、議員を辞すべきっていう考え方もあるということをご承知おきいただきたいんです。

逆の言い方をすると、こういう制度を作っちゃうと、議員が長期で休めるような理由も作っちゃいますよねってような考え方もあるんだってことを踏まえた上で、議員の皆さんで、幌延町の議会としては、こういう制度にしようと考えていただきたいと思います。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、今回の議会事務局長の全道研修でこれと同様の制度が課題に出ておまして、そういうところからしても全道的にちょっといろいろ考えられている制度なのかなというようなことも踏まえた上で、皆さんにご議論をいただきたいということでございます。

高橋議長

どうもありがとうございました。

今の説明を聞いていただければ、前のご説明よりわかりやすかったと思います。

前の会議の時もどうですかって聞いたときに、皆さん、新人議員の2人はいなかったんですけど、反対ってような声も聞こえてこないんで、こういう制度取り入れたほうはいいんでないかなと思うんですけど、皆様のご意見などを聞いて、これを取り入れるか取り入れないかの協議から入っていきたいと思いますんで、ご意見のある方は、挙手の上、よろしく願いいたします。

高橋秀明議員

議員になったばかりで申し訳ないんですけども、町民感情と一般論からいって、私は、これを今日決めちゃうと思ったんですよね。事務局長の話では、札幌で講習会やって、それで検討するということなんで、私としては、正しいやり方かなとは思いますが、皆さん

の意見も聞かしてもらいたいと思います。

高橋議長

はい、ありがとうございます。ほかに誰かご意見のある人。

無量谷議員

今、局長のほうから説明あったんですけど、一応、議会活動の中の欠席の始まりは、何かあったとき、議会で開催されることがあってからの初日っていう形なんだけど、入院していて退院してきて、さらに会議がずっとなくても、それが欠席の日数に加算されるっていうのは、ちょっと、疑問に思うんですけども。退院してきて、事務局に顔出して、今日から議会活動しますよというような事務局報告ができれば、休業期間が終わるんでないのかなって気はするんですけども。

たまたま議会での会議がずっとなくて、この資料見たら90日以内はいいかもしれないけど、90日以内に議会活動がなければ、本人が退院しても、休業期間に加算されるっていうのはどうかなあという感じがするんですけど。その辺の検討は考える余地ないのかなと思うんですけど。

西澤副議長

最初は、私もそういうような疑問を感じたんですけども、ただ、会議の欠席を始めた日も、事務局長の説明だと、その2週間前の1か月前から入院していたとしても、休業期間の始まりは、会議を欠席した日っていうことになっていて、もう一つの考え方としては、自分で、欠席届を出すっていう、復帰したら復帰届を出すっていうふうにすれば、今言った無量谷議員の話に合致するんですけども、どこかで設定しないと、例えば、会議っていう話で今設定してますけど、議会活動というのは、例えば、まちづくり常任委員会でどこかに研修に行くっていうのも議会活動の一つだったりするじゃないですか。だから、何かで設定しないと駄目だっていう、休業の始まりを何かで設定して、終わりを設定するっていうことで、多分ここは会議っていう話にしてるんだと思うので、今言ったその会議っていう設定日を変えるのであれば、届出を出すっていうふうにするとか、何かしないと、あくまでも、休んでいて会議があってそれに出てこれないで次の会議には出てきましたっていうところの、設定をしてるっていうだけなので、始まりが遅くても、終わりは早めっていう、そういう話ではないので、設定をどうするかっていう話だと思います。

植村委員

西澤議員の意見で賛成なんだけど、最初思ったのはこの90日、3か月を超える部分で、100分の80、そして、180日、6か月を超える時に、100分の70という、これだけの入院期間っていうのは、かなりの重病で入院した結果が、こういう日数になるのかなということを考えると、90日超えて6か月間入院するというのは、まずあり得ない、大きな病気だなと考えるんでね、会議から会議のこの起算日の考え方として、会議から会議の間を欠席とするという考え方で、私は、はっきりできるんじゃないのかなというふうに思いますんでこの原案どおりで私はいいいと思います。

高橋議長

はい、ありがとうございます。ほかに何かご意見ある人がいる。

無量谷議員

今、会議と会議の間って言われたんですけど、まちづくり常任委員会だとかこういう全員

協議会などの委員会も、議会活動の中の会議の初日終わりってというような形の捉え方していいのかその辺をちょっと。

藤田議会事務局長

そのとおりです。

無量谷議員

そうすると次のページにあるように、毎月、何かあるってというような形で捉えていいのかなあという感じがするんですけども。そうすれば、会議をめどにという感じで、基準にしてもいいし、先ほど誰かが言われたように、欠席届を出した日にちにちにするか、出席した日にちにするかどっちかだと思います。

高橋議長

はい、ありがとうございます。

ほかにご意見ありませんか。

佐藤議員

今、局長が言ったように、今回の富樫君の件でいろいろ僕も聞いていて、彼も大変なつらい思いしてたなと思って、自分もそれになんぽか加担していた部分もあったもんですから、こういう一つの基準を設けると、本人も納得して、病気の治療もできるだろうし、これ以上まずいなと思ったら、やっぱり、今局長言ったように辞職という道も選んでいけるかなと思って。

これは、一つのガイドラインが出来たと、大変いいことだなと思っておりますんで、僕は賛成したいと思っております。

高橋議長

はい、ありがとうございました。

中身的に、その期間の定義とか報酬の支給率とかの議論は後にして、まずは、これを幌延町の議会として取り入れるか、取り入れないかっていうことをまず決めていただきたいと思うんですけど。

今の意見を聞いていると、定義とか報酬の支給率とかは、ちょっと変える余地もあるって意見も出てきてるんですけど、こういう措置を取り入れるってことに対しては、皆さんどうでしょうかね。

植村議員

異議はありません。

ただ局長言うように、これから全道の局長の研修で、これに関しての研修があるということなんで、全道の研修の中でもいろいろな考え方があると思うんで、それらも参考にしながら、その後の経過を見て、これ正式に採用していくという形で、今ここで採決ということではなくてもいいのかなというふうに思います。

高橋議長

はい、わかりました。ありがとうございます。

佐藤議員

今、植村議員が言ったように、基本的には、これ賛成ですけど。

ただこの問題は、100分の80という額が適当なのかと、また、これも町民にすれば、なんだこの程度かと、100分の80と言ったら大した額じゃないですよ。足りないんじ

やないかっていう意見もでるんじゃないかなと思っています。支給率の設定ってのは、どういうふうにやったんだ、まだ足りないじゃねえかというのも、長期入院なんかになったら1か月2か月、もしくは3か月ということもあり得るわけだから、その中で、この程度の減額かと。

そういうのも局長も勉強してこられるでしょうけど、ここら辺の設定も、我々も町民から聞かれたときに、どういう基準で削減率を決めたんだってなったときに、ここも少しちょっと考えていかなきゃならないのかなと思って、今検討していただきたいと思っています。

高橋議長

あまり早く決めることでもないんで、局長も明日から全道の研修会に行って、この話題も出てくるってということで、私たちの議会も、全道でどういう討論なのかっていうものを、聞いて、それを報告していただいて、また新たに定義とか支給率とかをいろいろ考えていかないと駄目なところあると思うんで、まずは、全道の研修会に局長が行って、その報告を受けて、また、協議をするってということで、皆さんの意見を聞くと、大体、この制度的には賛成でないかなと私自身の個人の意見としてはそう思ってますんで、それを踏まえて、皆さんも定義とか支給率の数字的なものを少し頭の中で考えてきて、次のときには、ある程度その数字っていうか、定義とかを決めていきたいと思いますんで、どうでしょうかね。

吉原議員

今、局長は、稚内市の事例をあげて説明してくれましたけども、この近辺の町、天塩や豊富、遠別だとか、その辺で、この問題どんななっているんだかな。あるいは、この報酬云々もその話の中で、含めるのかなあと。そのものをちょっと聞きたいなど。

藤田議会事務局長

補足説明させていただきますけれども、今回研修の課題にあがってるっていうのは、実はどういう部分があがってるかっていう話なんですけれども、休業期間をどうするかっていうところが課題にあがってるっていうことなんです。

稚内市の場合は、はっきり、その考え方が条例に書いております。この条例は、多分、全道同じような条例だと思うんです。だから、減額率っていうのも、その休みの定義っていうのも、期末手当の減額っていうのも多分同じような条例だと思うんです。

今回、研修の課題になったっていうのは、その期間の考え方がわからないから教えてくれるっていうことに対する解説がなされると思うんです。ただ研修では、講師の先生の講評がありますので、それを聞いてきて、全道的に支給率減額率がどうなのかっていう話題があれば、皆さんのほうにお知らせしたいと思いますけれども、多分、まず基本の減額率っていうのは多分全道同じだと思います。

先ほど吉原議員から言われました近隣はどうなっているんだという話なんですけれども、実は、11月に西天北五町の議長会を今企画しようとして、日程調整してるんですけれども、その中の議題の中で、うちが当番の町になってますから、この話題を意見交換しようと思ってるんです。そのときに、なるほどっていう話になるのか、そんなのっていう話になるのか。

ただ、局長の全道研修の議題にもなっていますから、そういう話でちょっと議論にはなるんじゃないかなと思っていますので、その辺も含めまして、次の集まりには、皆さんにご報告できればなと思っています。

斎賀議員

取り上げることには賛成なんですけど、ここに長期間議会活動が出来ない場合と書いてありますよね。

我々は、前にこの議員報酬を上げるときに、議員の活動は365日だとかの話もしてましたよね。例えば、成人式に来てください。入学式、卒業式来てください。運動会とか。

今回は、そういうのは入れないで、ここでの議会活動の判断するには、委員会、それから、議会、これだけだよということにするのかということのも確認したほうがいいんじゃないですか。
藤田議会事務局長

条例に、はっきり書かれていて、議会活動が出来ない定義って書いてますよね。これが定義なんですよ。各町もこういう定義だろうということなんですよね。だから、斎賀議員がおっしゃったようなことでやってしまうと、基準は定まらないから、どこからどこまでが議会活動なのという話になるんですよ。

先ほども無量谷議員からの質問もあったんですけども、例えば、会議には、欠席ということで、たまたま会議の日に、検査とかなんかで、1日2日くらい入院しかしてなくても、検査日と議会の会議の日程が重なってしまうと、実際の入院は何日間しかしてないのに、議会は委員会は何ヵ月も出て来れないって可能性ありますよね。病気だったりすると。だから、そのために、議会での活動をしない基準っていうのを、条例で定めてるっていうことです。だから、議員は、日々活動してるんだからっていうことを否定してるわけではなくて、この条例でいくところの報酬の減額の基準の議会活動とはっていう基準を条例で定めておかないとだめだということを言っているわけです。

これは決め方ですから、ほかに定義したらいいんじゃないっていうのは、それは皆さんの考え方だし、減額率も、今回の資料は、ほかの町の事例であって、ここはもっと多くするだとか、これはひどいよねっていう話はこれからの議論だと思います。

条例だから、国の法律がこうなって話ではないので、ここは自由に皆さんの考え方でいろいろ定義できるっていうことですから、皆さんで決めたら、当然、提案理由とか何とかっていうのを、議会の場で言うことになると思いますので、ああだこうだっていう議論は先ほど議長が申し上げましたけども、僕も、研修を受けて、いろんな情報収集してきますので、それらを総合的に皆さんで判断していただいた上で、議員としての報酬の在り方っていうのを検討していったらいいのではないかと思います。

高橋議長

ありがとうございます。

斎賀議員よろしいですか。

斎賀議員

はい、わかりました。

植村議員

これは議論によるんだと思うけども、基本的には12月の定例会に条例として、議員提案で出すということの方向でやってるということで確認してよろしいんでしょうか。

藤田議会事務局長

今からいろんな議論をして、12月定例に間に合うと思わないんです。

そして、今年の途中で議員がやめてしまったっていう中で、今年度の途中の施行って考えづらいと思います。もし来年からっていうことであれば、3月の議会ですら十分です。

ただ、この議論を拙速にすべきじゃないっていうのは思っておりまして、別に急ぐことではなくて、こういう報酬減額ですとかという話は、議員全員が賛成するっていう前提でやるべきだと思います。一人でも反対するのであれば、もっともっと、議論をしていくべきだと思います。この議員報酬の考え方っていうのは、多数決ってことにはならないと思います。

今まで条例で決められてきた報酬額の話ですから、それを減額するっていうことになれば、やはり全議員に賛成していただいて、それにしようというようなことになるまで議論を尽くしたほうがいいんじゃないかと思います。そのためには、期限を設けることなく、皆さんが納得していただいた段階で、条例改正をすればいいと思います。

ただ、ちょっと年内とかっていうのは、このペースでいきますと、年内中には、議論が間に合わないんじゃないかなと思います。

期限考えずに、納得いく議論を皆さんでしていただけたらなと思います。

高橋議長

今の説明のとおり、時間をかけて、皆さんに賛成いただけるようなものにして、通していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

この問題に関して、他になければこれで終わらしてもらいたいんですけど、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございます。

協議の2番目で、2020年人事院勧告に係る議員期末手当の減額についてを説明していただきます。

藤田議会事務局長

皆さんも報道等で、御承知のこととは思いますが、先日、本年度の人事院勧告が出ました。

それで、総務財政課に確認すると、本町も人事院勧告どおりの給与の改正をしていくということでございます。それで、11月中に、人事院勧告の内容に沿った給与条例の改正をし、12月補正において、人件費の見直し、期末手当の減額をしていくというような話を聞いておりますので、その前に、ちょっと皆さんに、人事院勧告の内容をご説明したいというようなことでございます。

それで、資料を1枚めくっていただいて給与勧告の骨子という資料をつけておりますけれども、今回の勧告では、皆さんに関連するところでは、期末手当が減額になったというようなことでございます。

現行制度でいきますと、期末手当は、年間で4.5か月が支給されることになっています。期末手当は、6月が2.25月で12月が2.25月と合計で4.5か月というような条例になっております。

今回、人事院勧告どおりに改正しますと、0.05か月を減額するというようなことございまして、このとおり改正すると、6月の期末手当はもう既に2.25月分で支給されておりますので、12月分の支給が2.25月から2.20月に0.05月減額になるという改正であります。基準日が12月1日ですから、それより前に改正しなくてはならないということで、恐らく11月中に臨時会をやって、人事院勧告のとおり、期末手当を削減するというような条例改正の議案が出てくると思われまます。

町の財政担当の補正予算の指示としましては、12月の補正予算で、0.05か月分の期末手当の減額を下さいというような通知が出ておりますので、次の12月補正において、議員報酬の期末手当を0.05か月分の減額を提案することになります。

それをあらかじめ御承知おきいただきたいというようなことでございます。

額的にどれぐらい減額なんだというような話になろうかと思えますけれども、議長で、1万2,500円の減額、副議長で1万500円の減額、委員長で1万円の減額、それ以外の議員さんが9,500円の減額というようなことになるんですけども、新人議員の方2名いらっしゃいますので、新人議員の方は、12月の期末手当は、議員になられた日数からいくと、3ヵ月以上6ヵ月未満でございますので、正規な支給の100分の60、6割の支給となりますので、その6割となると、減額する金額が5,700円というようなことになりますので、あらかじめは補正予算ですとか、人事院勧告の11月議会で条例改正などの参考にしていただきたいというようなことでございます。

高橋議長。

質問はありませんか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

それでは、期末手当の減額については、説明したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

その他ありますか。

藤田議会事務局長

事務連絡みたいな話なんですけれども、先日、行政視察した猿払村とトナカイ牧場の復命書を事務局まで提出をお願いします。もう既に提出されてる議員さんもいらっしゃいますけれども、まだ提出されていない議員さんもお願いします。

それと、皆さんに議会の年間スケジュールっていう表をお配りしてると思うんですけども、定例会ですとか、常任委員会ですとか、その辺の日程っていうのは、常任委員会は、想定以外のものもありますが、議運ですとか、あの辺のスケジュールについては、ほぼあそこに書かれてる年間スケジュールどおりにやっております。それで、もし、もうなくしちゃったとかということがあれば、ぜひ、事務局のほうに言ってください。あのスケジュール表は、いろんな町の行事とかを調整した上での日程になっておりますので、ほぼそのとおりなるということですから、ちょっと個人的なスケジュールもあると思いますので、その辺を、議会の日程に合わせた上で、ちょっと調整していただければというようなことで、スケジュール表なくしたというような方がいらっしゃいましたら、事務局までというようなことをお願いいたします。

高橋議長

これをもちまして、全員協議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

(11時08分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため署名する。

議 長 高 橋 秀 之

主 事 満 保 希 来